

店舗改修事業補助制度

平成 26 年度から 30 年度までの間、商店街などの方が店舗のイメージアップと商店街の活性化を図ることを目的に、店舗の修繕または補修工事を行う場合、その経費の一部を補助する制度です。

年 度	件 数	事業費 (千円)
平成 26 年度	8	3,527
平成 27 年度	5	1,751

※平成 27 年度は昨年 12 月末時点の実績です

対象となる事業者

- ・ 訓子府町に住所を有する方
- ・ 現店舗において 5 年以上営業を行っており、改修後もその店舗で営業を継続することが確実な方
- ・ 町税・使用料などを滞納していない方 (所有者および同一世帯全員)

対象店舗

- ・ 町内にある店舗であること
 - ・ 改修の着手時において、建築後 10 年を経過していること
 - ・ 改修に要する補助対象経費が 20 万円以上であること
- ※店舗部分と店舗以外の部分を併せて工事する場合、その店舗外のコスト、その他公共団体などから交付金などを受けた場合のコストは含みません。また、娯楽業や風俗を伴う飲食業は対象外となります。
- ・ 改修が年度末までに完了すること
 - ・ 対象業種は、小売業、サービス業、製造業を対象店舗とする

補助金の額

- ・ 補助対象経費の 50% 以内。ただし、最高限度額は 50 万円

対象とする工事の内容

- ・ 増築工事～既存の店舗部分のない場所に新たに店舗部分を建築する工事
 - ・ 改築工事～既存の店舗部分の一部を取り壊し、その場所に店舗部分を改めて改築する工事
 - ・ 改修工事～安全性、耐久性、環境に配慮した工事、主要構造部の改修工事
- ※床、壁、天井のいずれにも固定されない物品などの購入または設置に要した費用、太陽光発電設備に要する費用は対象となりません。
- ・ 町内施工業者を利用すること

住環境リフォーム促進事業

平成 23 年度から訓子府町商工会が実施している「訓子府町商工会住環境リフォーム促進事業」に基づき、町内の住宅改修工事や建築設備の設置、住宅の敷地整備を促進するための商品券交付事業に対し、その経費を補助し、町内商工業の振興および雇用の安定化を図ることを目的としている事業です。

年 度	件 数	事業費 (千円)
平成 26 年度	43	5,413
平成 27 年度	50	5,357

※平成 27 年度は昨年 12 月末時点の実績です

農林商工課 (☎ 47-2116 役場 2 階 窓口 13 番)

商工業振興に向けた取り組み

町では、商工業の活性化をめざしてさまざまな取り組みを実施し、店舗出店や店舗改修など商工業者への支援をしています。

今年度実施している各種事業のうち、店舗出店等支援事業補助制度、店舗改修事業補助制度、一般住宅を対象とした住環境リフォーム促進事業について紹介します。

店舗出店や店舗改修などを支援

店舗出店等支援事業補助制度

平成 26 年度から 30 年度までの間、店舗の新築、空き店舗の活用などにより新たに営業を開始する取り組みを行う事業者に対し、補助金を交付する制度です。

年 度	件 数	事業費 (千円)
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	1	3,000

※平成 27 年度は昨年 12 月末時点の実績です

対象となる事業者

- ・ 訓子府町に住所を有する独立した事業所を営む事業者、農業者および事業者などで構成された中小企業団体、任意団体および農業法人の方
- ※風俗を伴う飲食サービス業は対象外
- ・ 事業者は現在、町内に住所を有しているか、将来住所を有し、かつ居住することが確実な方で、新たに事業化を行う個人または団体が町長が認めた方
 - ・ 3 年以上継続して営業を行うことが確実な方
 - ・ 町税・使用料などを滞納していない方 (事業者および同一世帯全員)

補助対象と補助金の額 (補助率など)

- ・ 事業 1 件当たりの補助対象経費は、45 万円以上
 - ・ 補助率は交付対象経費の 3 分の 2 に相当する額以内
 - ・ 補助金の限度額は、事業 1 件あたり 300 万円。ただし下限は 30 万円
- ※国または他の行政機関およびそれに準ずるものによる補助金などを交付対象経費に充当した場合は、その額を減じた額を交付対象経費とします。

対象とする工事の内容

- ・ 店舗の新築や空き店舗の改装による移転開業。ただし、現在使用している店舗の改修は対象外
- ・ 店舗新築や空き店舗活用支援事業にかかわる対象経費は、店舗の購入、店舗の新築・改装などに支払った工事費および備品購入費
- ・ 工事および備品購入は、町内業者を優先して活用することに努めること